

お知らせ “住宅用防災機器の設置が義務化されます”

消防法及び石油コンビナート災害防止法の一部を改正する法律が平成16年6月2日に公布され、この改正により、全ての戸建住宅や共同住宅（自動火災報知設備が設置されているものを除く）について、住宅用防災機器の設置が必要となりました。

※いつから設置が必要なのか！

新築住宅については、平成18年6月1日から設置が必要となります。

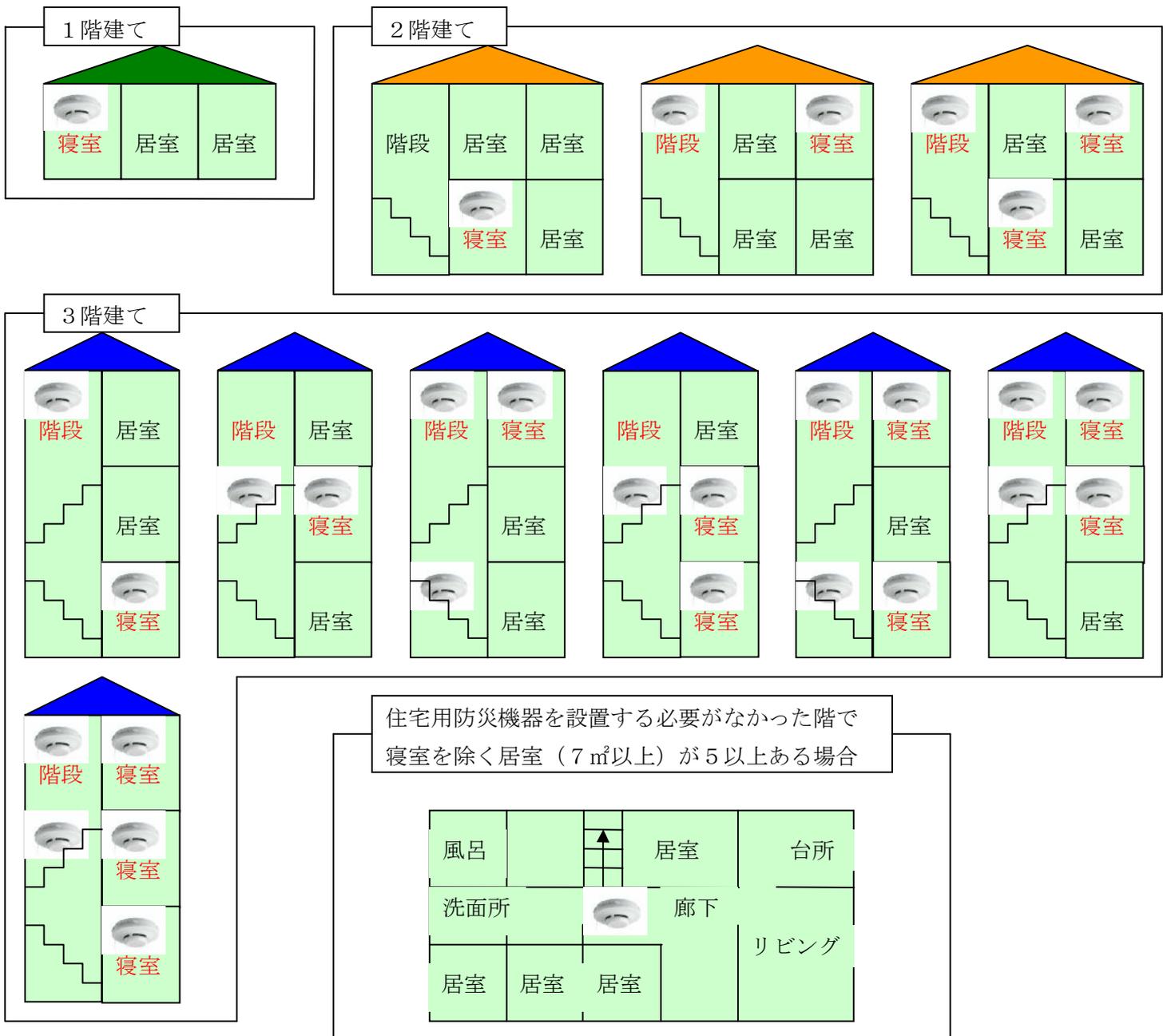
既存住宅については、平成20年5月31日までに設置が必要です。

（ただし、新築住宅でも平成18年6月1日までに工事中の住宅は、既存住宅として扱われます。）

※どこに住宅用防災機器を設置するのか！

住宅用防災機器を設置しなければならない主な場所は、**寝室**（就寝に使用する部屋）及び寝室に使用する部屋がある階の**階段部分**に必要です。

寝室は、就寝に使用する部屋であるので、就寝を伴う子供部屋及び老人の部屋にも設置が必要です。



このマークがある場所が火災警報器が必要な場所です

※どんな種類の住宅用防災機器があるのか！

住宅用防災機器には、「**煙**に反応するタイプ」と、「**熱**に反応するタイプ」の2種類があります。

寝室や階段部分に取り付ける場合は、**煙式**の火災警報器を取り付け、台所に取り付ける場合は、**熱式**の火災警報器を取り付けてください。

また、電源として「電池を使用するタイプ」と「家庭用電源（AC100V）を使用するタイプ」に分かれ、さらに「天井に取り付けるタイプ」と「壁に取り付けるタイプ」に分かれます。



煙式の火災警報器（天井付型）



熱式の火災警報器（天井付型）



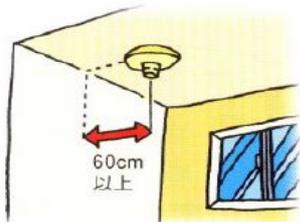
煙式の火災警報器
（壁付型）

火災警報器を購入する場合は、このNSマークの付いている商品をお勧めします。

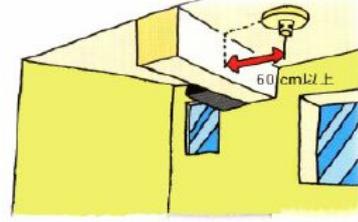


※部屋及び階段のどの位置に設置するのか！

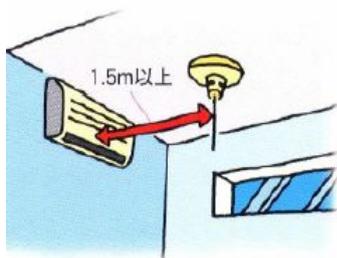
火災警報器の中心を壁から60センチ以上離します。



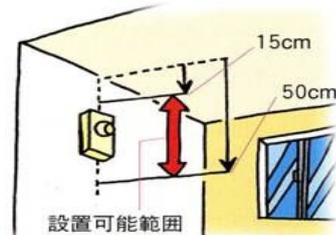
はり等がある場合は、火災警報器の中心からはり等を60センチ以上離します。



換気扇やエアコン等の吹出し口から1.5メートル以上離します。



天井から15～50センチ以内に火災警報器の中心がくるように取り付けます。



※悪質な訪問販売に注意！

悪質業者が、「消防署のほうから来ました。」などと言って、高額な住宅用防災機器の訪問販売をする事例が発生しています。消防本部（消防署）では、住宅用防災機器を直接販売したり、販売を業者に委託することはありませんので悪質な訪問販売に注意してください。

また、少しでも変だなと思ったら必ず購入前、契約前に消防署にお問い合わせください。

問合せ先：西春日井広域事務組合消防本部 電話 0568(22)2511